

港長公示第6号

港則法第37条第1項の規定により、次のとおり船舶の航泊を制限したので、同条第2項の規定により公示する。

平成28年8月3日

関門港長



関門海峡花火大会の開催に伴う航泊の禁止について

関門港門司区西海岸ふ頭沖及び下関区岬之町ふ頭沖合において、花火大会が行われるため、下記のとおり一般船舶の航泊を禁止する。

ただし、関門港長が許可した船舶及び当該行事に従事する船舶を除く。

なお、荒天等により行事が中止された場合は、航泊の禁止を解除する。

記

1 期間

平成28年8月13日(土)午後6時30分から同日午後9時30分までの間
ただし、午後9時30分までに行事が終了した場合は、安全が確認された時間までとする。

2 区域(別図参照)

(1) 関門港門司区

次の各地点を結んだ線及び陸岸により囲まれた海域

- ①北緯33度56分45.7秒 東経130度57分28.8秒
- ②北緯33度57分03.1秒 東経130度57分12.8秒
- ③北緯33度56分46.9秒 東経130度56分58.3秒
- ④北緯33度56分30.3秒 東経130度57分13.5秒

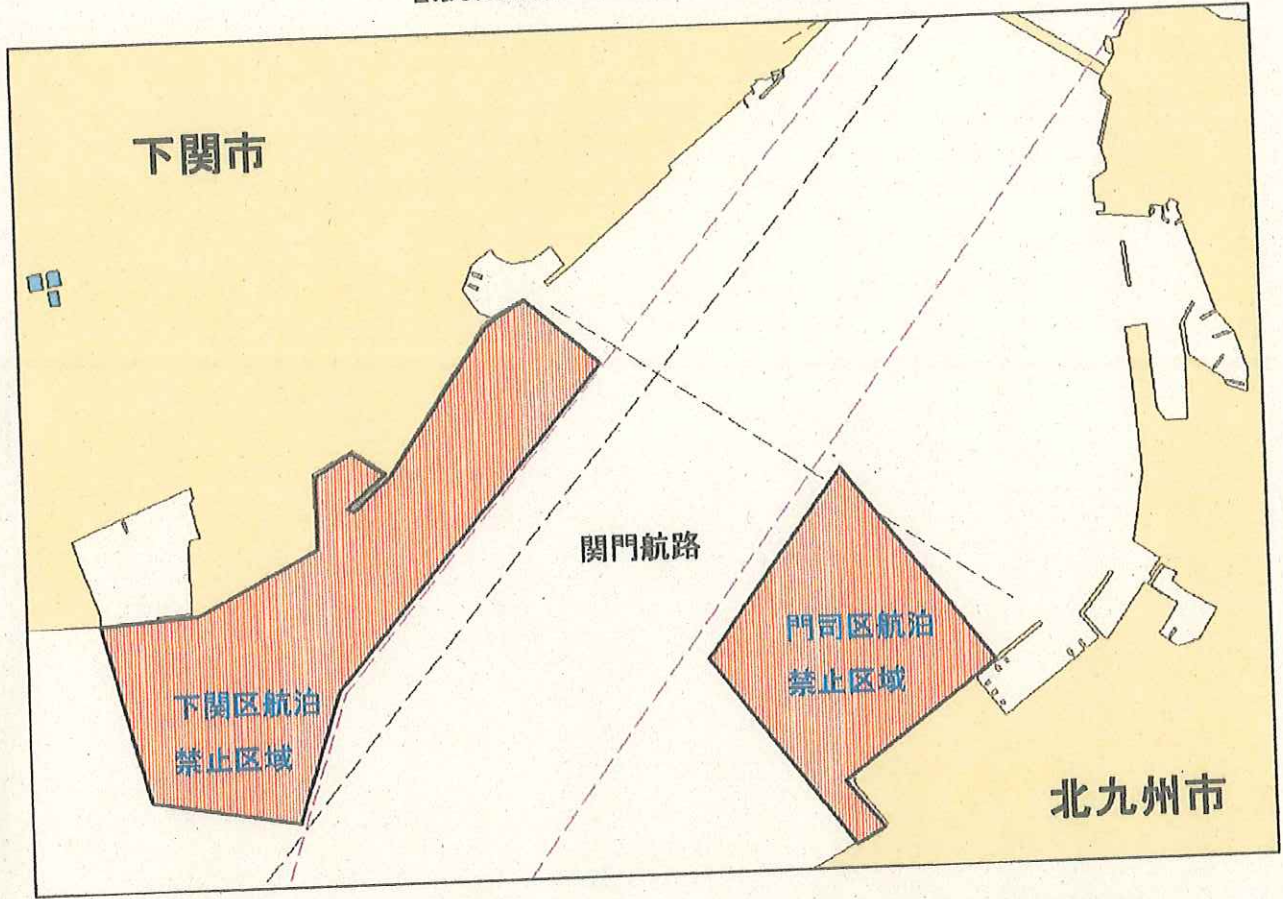
(2) 関門港下関区

- ⑤北緯33度57分18.3秒 東経130度56分39.5秒
- ⑥北緯33度57分12.6秒 東経130度56分47.8秒
- ⑦北緯33度56分44.6秒 東経130度56分18.7秒
- ⑧北緯33度56分33.2秒 東経130度56分14.1秒
- ⑨北緯33度56分35.3秒 東経130度55分58.4秒
- ⑩北緯33度56分50.9秒 東経130度55分53.5秒
- ⑪北緯33度56分51.5秒 東経130度55分59.3秒

3 備考

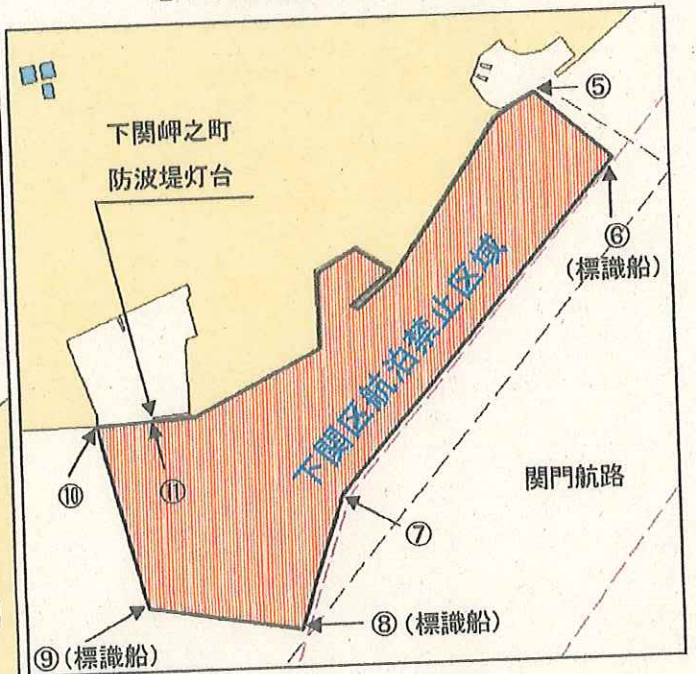
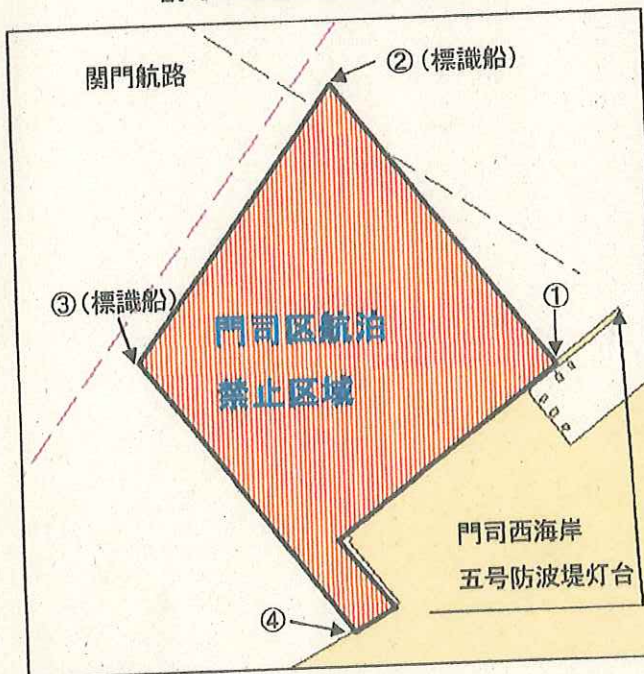
- (1) 航泊禁止期間中、現場付近に警戒船(門司区7隻、下関区6隻)
- (2) 航泊禁止区域を明示するため、標識船(門司区2隻、下関区3隻)が配備される。
- (3) 航泊禁止期間中、巡視艇が警戒にあたるので、同艇から指示があった場合はこれに従うこと。

【航泊禁止区域 全体図】



【門司区航泊禁止区域】

【下関区航泊禁止区域】



【関門港門司区】

- | | |
|----------------|---------------|
| ① 北緯33-56-45.7 | 東経130-57-28.8 |
| ② 北緯33-57-03.1 | 東経130-57-12.8 |
| ③ 北緯33-56-46.9 | 東経130-56-58.3 |
| ④ 北緯33-56-30.3 | 東経130-57-13.5 |

【関門港下関区】

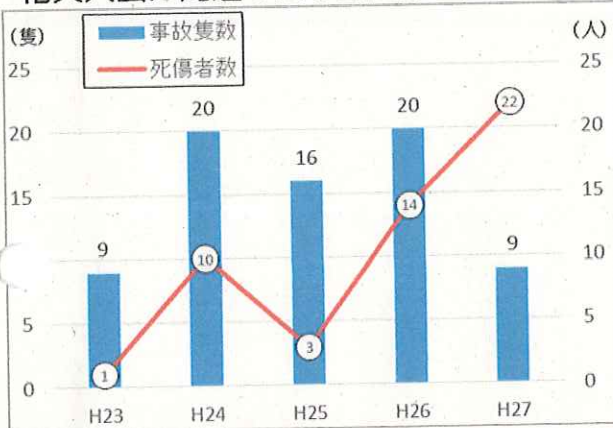
- | | |
|----------------|---------------|
| ⑤ 北緯33-57-18.3 | 東経130-56-39.5 |
| ⑥ 北緯33-57-12.6 | 東経130-56-47.8 |
| ⑦ 北緯33-56-44.6 | 東経130-56-18.7 |
| ⑧ 北緯33-56-33.2 | 東経130-56-14.1 |
| ⑨ 北緯33-56-35.3 | 東経130-55-58.4 |
| ⑩ 北緯33-56-50.9 | 東経130-55-53.5 |
| ⑪ 北緯33-56-51.5 | 東経130-55-59.3 |



花火大会時の事故

夏季に向けて、各地で花火大会が開催されます。
例年、観覧船舶の、衝突・乗揚事故が発生しています。
花火大会の観覧時は、十分に注意して下さい。

花火大会に関連した事故隻数（過去5年）



<参考>花火大会を観覧する多数の船舶

「**見張り不十分**」による「衝突・乗揚」
観覧終了後「**帰港中**」の事故が多数を占めています

「花火大会時」の重点注意事項

- **出港前に...**
事前に周辺の養殖いかだ、浅所などの障害物、防波堤、航路標識の場所などを確認しておきましょう。
- **観覧時は...**
周囲の船舶の動静に注意し、「**自船の位置確認**」を実施しましょう
操船者の**飲酒は厳禁**です！
- **終了後は...**
観覧していた多くの船舶が一斉に帰港します。
「**安全な速力**」と「**厳重な見張り**」を実施しましょう。

夜間の航行は、昼間と比べ**危険性**が増します。
楽しい花火大会、いつも以上に注意を！

